

第 1 1 3 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第
6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項第 1 号及び第 2 号中「1 万 6 , 2 0 0 円」を「1 万 5 ,
7 0 0 円」に改め、同項第 4 号中「4 , 0 0 0 円」を「4 , 5 0 0 円」
に改める。

第 1 5 条第 2 項各号列記以外の部分中「月額」を「額」に改め、同項
第 1 号中「1 箇月」を「支給対象期間（6 箇月を超えない範囲内で人事
委員会が定める期間。以下同じ。）」に、「（その額が 4 万 5 , 5 0 0
円を超えるときは、4 万 5 , 5 0 0 円）」を「。ただし、運賃等相当額
を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」と
いう。）で除して得た額が 5 万 5 , 0 0 0 円を超えるときは、5 万 5 ,
0 0 0 円に当該支給月数を乗じて得た額」に改め、同項第 2 号中「同表
に掲げる額」の次に「に支給月数を乗じて得た額」を加え、同項第 3 号
中「が 4 万 5 , 5 0 0 円を超えるときは、4 万 5 , 5 0 0 円」を「を支
給月数で除して得た額が 5 万 5 , 0 0 0 円を超えるときは、5 万 5 , 0
0 0 円に当該支給月数を乗じて得た額」に改め、同条第 3 項中「月額」
を「額」に、「1 箇月」を「支給対象期間」に、「が 2 万円を超えるとき
は、2 万円」を「を支給月数で除して得た額が 2 万円を超えるときは、
2 万円に当該支給月数を乗じて得た額」に改め、同条第 4 項中「月額」
を「額」に改め、同条第 5 項中「の支給」の次に「及び返納」を加え、
同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会が定め

る事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会が定める額を返納させるものとする。

第 24 条第 2 項中「第 20 条の 5 第 1 項」を「第 26 条第 1 項」に改める。

第 27 条第 2 項中「100 分の 50」を「100 分の 25」に改め、同条第 3 項中「100 分の 50」を「100 分の 25」に、「100 分の 25」を「100 分の 10」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	—	—	283,600
	2	—	162,900	297,400
	3	147,400	171,200	311,100
	4	153,600	180,200	324,600
	5	160,800	191,100	337,800
	6	168,700	198,000	347,900
	7	177,700	205,000	358,000
	8	187,700	212,400	368,300
	9	194,300	220,300	377,000
	10	200,900	231,300	385,400
	11	207,500	242,800	393,400
	12	214,200	254,400	401,200
	13	221,100	266,700	408,700
	14	228,400	279,400	416,100
	15	235,600	292,500	423,300
	16	242,600	306,100	430,000
	17	249,700	319,500	436,600
	18	256,200	332,100	443,100
	19	262,600	342,000	448,900
	20	269,100	351,800	454,300
	21	274,900	361,700	458,900
	22	280,200	370,000	463,100
	23	285,100	378,200	466,800
	24	289,800	385,800	469,900
	25	293,900	392,600	472,700
	26	297,300	398,900	475,500
	27	300,600	404,600	478,300
	28	303,900	409,800	481,100
	29	306,300	414,600	
	30	308,100	419,400	
	31	309,900	424,100	
	32	311,600	428,100	
	33	313,300	432,300	
	34	315,000	436,200	
	35		439,800	
	36		442,300	
	37		444,800	
	38		447,300	
	39		449,800	
	40		452,200	
	41		454,600	
	42		457,000	
	43		459,400	
再任用職員		229,200	285,300	352,300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2の35キロメートル以上40キロメートル未満の項及び40キロメートル以上の項中「11,000」を「13,000」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第15条第2項から第6項まで及び第24条の改正規定は同年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第4項において同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成16年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成16年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年足立区条例第40号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2

号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から平成16年3月1日までの間に新たに職員となった者(平成15年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成12年足立区条例第61号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.79を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.79を乗じて得た額

(3) 平成15年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.79を乗じて得た額

5 平成15年4月1日から平成16年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める者との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げ

る額又は第 1 号及び第 2 号若しくは第 1 号及び第 3 号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

（委任）

- 6 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（提案理由）

幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。